

鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第11号

鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「4,310円」を「5,750円」に、「5,360円」を「6,850円」に、「3,740円」を「4,800円」に、「4,780円」を「5,900円」に改める。

別表第1項第2号の表以外の部分中「定員の2分の1未満の人数」を「1人」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	金額（1人1泊につき）
小学生以上	1,100円

別表第1項第2号の表の次に次の1表を加える。

(3) 繁忙期加算料金

年間を通して宿泊利用予約が集中する期間（以下この号において「繁忙期」という。）は、宿泊料に次の表の額を加算する。

区分	金額（1人1泊につき）
小学生以上	3,300円
備考 繁忙期は、次に掲げる期間とする。	
(1) 4月29日から5月5日まで	
(2) 8月11日から8月15日まで	
(3) 12月29日から翌年の1月3日まで	

別表第3項第3号の表の次に次の1表を加える。

(4) ワークーションスペース

区分		金額
会議室（定員6名）	1日につき	11,000円
	半日につき	5,500円
個室（定員2名）	1日につき	5,500円
	半日につき	3,300円
フリースペース（2階ロビー）	終日	無料
備考		
1 1日とは、午前9時から午後6時までをいう。		
2 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後2時から午後6時までをいう。		
3 4時間未満の利用は、半日利用とみなすものとする。		
4 フリースペースの利用は、施設宿泊者又は施設利用者に限る。		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。